

## 経営事項審査の再審査について

令和8年（2026年）7月1日からの経営事項審査の審査項目の一部改正に伴い、改正前の審査基準で通知を受けた経営事項審査の結果については、再審査の申し立てができません。

再審査申し立ての取り扱いは以下のとおりです。

### 1 再審査受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年10月28日（水）まで（当日消印有効）

### 2 再審査対象

- ・審査基準日が令和7年（2025年）10月1日以降であり、旧基準の経審を受審し結果通知を受けている者で、再審査申請時点で、その結果通知の有効期間内であること（審査基準日より1年7カ月以内）
- ・今回の改正により、結果通知の内容に変動が見込まれる場合

### 3 再審査対象項目

- ・「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無【項番 52】
  - ・建設機械の保有状況【項番 62】
- ※不整地運搬車、アスファルト・フィニッシャの追加のみ

### 4 再審査手数料

無料 ※申請書類等の郵送代については申請者負担

### 5 提出書類

#### (1) 必須書類【正副2部】

- ア 経営規模等評価再審査申立書
  - イ 工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高
  - ウ その他の審査項目（社会性等）
  - エ 技術職員名簿
  - オ 経営状況分析結果通知書
  - カ 前回申請に係る「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- ※ イ、エ及びオについては、再審査に伴い変更がないため、前回申請の写し
- ※ アの【項番 05】「申請等の区分」欄は「4」とすること

#### (2) 該当する場合に必要な書類

- ア 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度において宣言していることを証する

書面（宣言書）の写し及び誓約書（様式第7号）

- イ 建設機械内訳書及び追加する建設機械について保有・法令検査等の実施等が確認できる書類
- ウ 委任状 ※代理申請の場合は必ず委任状を添付すること

## 6 注意事項

- ・再審査の申し立ては義務ではありませんので、再審査の申し立てを行わない場合は、旧基準による結果通知がそのまま有効なものとして扱われます。
- ・今回の再審査の対象は、当該改正に関する内容のみに限られており、改正に関わらない内容の変更は一切認められません。
- ・再審査を受けた場合でも、有効期限は延長されません。
- ・令和8年7月1日以降に通常の経営事項審査を申請される場合は、新基準による受審となりますので、再審査を申し立てる必要はありません。
- ・再審査により新基準の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を交付した場合でも、旧基準の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の回収は行いません。